

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
翌日にとる)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認
町の区域の変更

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による施設医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員就退任(五件)

土地改良区の役員の退任

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置 (昭和五十九年五月一日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
境港市昭和町八の地先	四五、五〇〇・〇〇 平方メートル

鳥取県告示第六百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名称

同上の区域（昭和五十九年五月一日現在の地番による。）

昭和町

昭和町の全域
昭和町八の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	昭和五十九年八月十日
山本薬局	鳥取市行徳は四二五	〃

鳥取県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山口整骨院	鳥取市吉成七〇二二四	昭和五十九年八月十日

鳥取県告示第六百六十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	昭和五十九年七月一日
山本薬局	鳥取市行徳は四二五	昭和五十九年六月六日

鳥取県告示第六百六十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	昭和五十九年六月二十四日

鳥取県告示第六百六十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

渡部歯科医院	米子市四日市町九四	都道府県名 全国	昭和五十九年六月二十四日
--------	-----------	-------------	--------------

鳥取県告示第六百六十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	昭和五十九年八月二十五日

鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した

旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字字野一五五九

竹中 節蔵 八一七

中川 貞夫 一五四二

本田 房義 七四九一

水野 謙 一五六八

上川 昭 七七二二

本田 勝義 八四八

伊藤 義輝 七九〇

本田 幸夫 一五八九

中嶋 正敏 一六一三

監事 西村 清安 一五三四

尾嶋 昭男 七九八

坂本 文弘 八〇〇

昭和五十八年十二月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字字野一五五九

竹中 節蔵 八一七

本田 房義 七四九一

水野 謙 一五六八

上川 昭 七七二二

本田 勝義 八四八

伊藤 義輝 七九〇

本田 幸夫 一五八九

中嶋 正敏 一六一三

中川 勝 一五四二

西村 清安 一五三四

尾嶋 昭男 七九八

坂本 文弘 八〇〇

昭和五十八年十二月八日就任 任期四年

鳥取告示第六百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井上 万吉男 米子市東福原八二八

“ 竹本 美佐雄 “ 上福原九八二
 “ 永見 正栄 “ 両三柳二二九四一
 “ 平本 睦夫 “ 上福原一一八四
 “ 大上 良三 “ 西福原九五三
 “ 国尾 茂 “ 一三五九一
 監事 米田 潤之助 “ 皆生七八
 “ 大先 進 “ 西福原二〇八

昭和五十九年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井上 万吉男 米子市東福原八二八
 “ 竹本 美佐雄 “ 上福原九八二
 “ 永見 正栄 “ 両三柳二二九四一
 “ 平本 睦夫 “ 上福原一一八四
 “ 大東 武一 “ 西福原九六七
 “ 国尾 茂 “ 一三五九一
 監事 米田 潤之助 “ 皆生七八
 “ 大先 進 “ 西福原二〇八
 昭和五十九年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米金井手土地改良区から役員が退任し、及び就任し

た旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 木村 治 日野郡溝口町大滝二八六
 “ 権代 一夫 “ 大倉一四九七
 “ 清水 和親 “ 江府町大字吉原九五二
 “ 清水 昭二 “ 大字大河原九六六
 “ 西村 三義 “ 溝口町富江七九
 “ 長谷川 和幸 “ 二四〇
 “ 田中 利之 “ 大倉一〇〇〇
 “ 中島 徹 “ 栃原一二九〇
 監事 西古 勝美 “ 富江七一五
 “ 木村 和 “ 大滝二〇〇
 “ 清水 正人 “ 江府町大字吉原九一六
 昭和五十九年五月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 木村 治 日野郡溝口町大滝二八六
 “ 権代 一夫 “ 大倉一四九七
 “ 清水 和親 “ 江府町大字吉原九五二
 “ 長尾 良一 “ 大字大河原一〇一一

米田 忠明 溝口町富江六八九
 長谷川 愛慶 六四
 中島 俊文 籠原二八九
 田中 利之 大倉一〇〇〇
 監事 西古 勝美 富江七一五
 木村 和 大滝二〇〇
 清水 正人 江府町大字吉原九一六
 昭和五十九年五月八日就任 任期二年

鳥取県告示第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、原び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 喬 東伯郡赤碕町大字松谷三三三
 谷本 伊勢雄 大字竹内五七八
 森田 康久 大字赤碕九九二
 大黒 泰平 五五四―一
 松本 時正 七四一

就任した役員の氏名及び住所

小倉 萬造 四〇四
 門脇 芳雄 一七二九
 入江 博志 大字別所四三六
 西村 達雄 大字出上三八六
 岸本 弘久 二〇八
 西村 光夫 三四六
 財賀 幸紀 大字佐崎一四五
 村上 幸望 大字竹内三二〇
 入江 重雄 大字宮木七一―三
 川上 福光 大字高岡四七一
 那須 勝美 大字山川二三一
 中井 寿栄 大字八幡六八四
 手島 勲 大字光二三四―二
 大島 忠之 大字赤碕一五一九
 高力 嗣男 大字高岡四五―
 石賀 伊瑛夫 大字西宮四六八
 昭和五十九年六月十一日退任

理事 伊藤 喬 東伯郡赤碕町大字松谷三三三
 谷本 伊勢雄 大字竹内五七八
 森田 康久 大字赤碕九九二
 大黒 泰平 五五四―一
 松本 時正 七四一

小倉萬造	四〇四
門脇芳雄	一七二九
入江博志	大字別所四三六
西村達雄	大字出上三八六
岸本弘久	二〇八
西村光夫	三四六
財賀幸紀	大字佐崎一四五
村上幸望	大字竹内三二〇
入江重雄	大字宮木七一三
川上福光	大字高岡四七一
那須勝美	大字山川二三一
中井寿栄	大字八幡六八四
手島勲	大字光二三四一
中井勲	大字竹内三七二
石賀伊瑛夫	大字西宮四六八
大島忠之	大字赤碕一五一九
高力嗣男	大字高岡四五一

昭和五十九年六月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

前田長壽 八四

西尾豊壽 五九四一三

西尾隆之 四七九

岡島克江 大字古市二二二一

青柳弟次 大字津野三八四

西尾文雄 大字津無六六

西尾明敏 大字加瀬木一三四〇

小谷 拓 大字津無四三三

山下 篤 二五三

昭和五十九年六月二十六日退任

就任した役員の名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

西尾文雄 六六

西尾豊壽 五九四一三

岡島克江 大字古市二二二一

前田寛文 大字津無一〇八

小谷俊一朗 大字加瀬木三八九

“ 前田 芳孝 “ 大字津無八四
 監事 小谷 拓 “ 四三三

“ 中谷 義晴 “ 大字高山六一
 “ 西尾 洋一郎 “ 大字津無四五四

昭和五十九年六月二十七日就任 任期三年

鳥取県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 杉 谷 正 幸 東伯郡大栄町大字西高尾四八三一―二

昭和五十九年六月三十日退任

鳥取県告示第六百七十号

鳥取市が行う土地改良事業に係る鳥取南部（玉津）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十

二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十九年八月二十一日 鳥取県指令受都計第六百六十四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市浜坂字東浜
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市青葉町三丁目一〇三
株式会社不動産
代表取締役 田中宣二

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和59年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和59年9月7日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 期日 昭和59年11月25日（日）
- 2 場所 倉吉市山根529番地2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
乙種機械責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
丙種化学責任者 免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な機械工学）	13時00分から 15時00分まで

第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通 常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な応用化学及び機械工学	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで

備考 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売
主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定す
る特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出
すること。

- (1) 受験願書
鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会各支部、
鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備え付
けてある所定の用紙を使用すること。
- (2) 写真
手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験
願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条
第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及
び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 3,600円
丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係
る試験 3,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和59年9月20日（木）から同月28日（金）まで（郵送の場合は、昭
和59年9月28日（金）までの消印があるものは、有効とする。）

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者にその旨を通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—7065）に問
い合わせることに。